**「運転免許とてんかん」に関するアンケートへの御協力のお願い**

　日本てんかん学会では、てんかんのある人の運転免許取得にかかる状況について、2002年から定期的に日本てんかん学会会員を対象としたアンケート調査を行ってまいりました。2014年6月には改正道路交通法や自動車運転死傷処罰法が施行されましたので、その後の変化を検討するためにも、2011年に行ったアンケートと同じものを再びお願いし、前回の調査と比較したいと存じます。

　つきましては、2015年1月1日より2015年12月31日までの１年間の状況について、日本てんかん学会会員の皆様にアンケートへのご回答をお願い申し上げます。専門医の先生方におかれましては、2014年11月にご協力いただいた警察庁によるアンケート調査と一部重複する質問事項もございますが、改めてご回答いただくようお願い申し上げます。

　また、「臨時適性検査は日本てんかん学会認定医または準認定医が行う」と規定されている関係上、日本てんかん学会としてその実情を把握しておきたく、上述の定期的アンケートと同時に情報収集を行ってまいりました。今回も、2015年1月1日より2015年12月31日までの期間で、臨時適性検査を行った先生方におかれましては、個人が特定されない形で判定結果等の情報をご提供いただけると幸いです。

　ご多忙とは存じますが、学会HPからアンケート（ワードファイル）、および臨時適性検査結果記入用紙（エクセルファイル）をダウンロードしてご回答いただき、2016年7月31日までに学会事務局　[jes-oas@umin.ac.jp](mailto:jes-oas@umin.ac.jp)　にご返送ください。

　なお、このアンケート調査は日本てんかん学会の倫理委員会の承認を得ています。アンケートへの回答は各会員の自由意志に基づくものとし、非回答による不利益は生じません。アンケートの回答は完全に匿名化された上、集計します。集計結果はこれまで通り、てんかん研究に「資料」として報告する予定です。この調査は日本てんかん学会の経費を使用し、それ以外の経済的・人的助成は受けません。

　調査の意義をご理解の上、ご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

2016年3月

日本てんかん学会理事長　　　大澤真木子

法的問題検討委員会委員長　　川合謙介

法的問題検討委員

荒木　敦、石田重信、久保田英幹、菅野秀宣、

太組一朗、西田拓司、平田幸一、前垣義弘、松浦雅人

**臨時適性検査を行った会員へのお願い**

　臨時適性検査を行った症例は基礎資料として極めて重要と考えます。個人が特定されない形で判定結果等の情報をご提供いただけませんでしょうか。ご協力いただける方は、学会ホームページから臨時適性検査結果記入用紙（エクセルファイル）をダウンロードしてご利用ください。よろしくお願いいたします。